

件名	愛媛県立博物館設置条例の一部を改正する条例	
主管課	生涯学習課	
根拠法令等		
【改正の概要】		
愛媛県立歴史民俗資料館の廃止		
1 廃止理由		
(1) 歴史文化博物館との重複		
(2) 収蔵品の展示や維持管理体制が不十分		
2 収蔵資料等の引継		
(1)	秋山兄弟関連の資料（約360点） 愛媛ゆかりの「人物」関係の資料（若干点）	生涯学習センター
(2)	絵画・写真等の歴史資料（約600点） 民具等の民俗資料（約1,500点） 研究報告書等の図書資料（約10,000点） 土器等の考古資料（約400点）	歴史文化博物館
施行日	平成17年4月1日	
【その他参考事項】		
愛媛県立歴史民俗資料館の概要		
1	目的 郷土の文化遺産を継承し、現代に活用する事を通じて、生活や文化の向上に寄与する事を目的とする。	
2	所在地 松山市堀之内（教育文化会館 5F）	
3	設立年月日 昭和51年1月1日設置（昭和51年1月27日開館）	
4	沿革 昭和40年3月 財団法人愛媛郷土記念館建設（於：堀の内連隊跡） （軍恩連盟等が中心となって秋山兄弟等郷土の偉人の遺品等を収集・展示） 昭和49年4月 愛媛県に移管 昭和51年1月 愛媛県立歴史民俗資料館設置 昭和60年2月 教育文化会館へ移転、現在に至る。	
5	来館者数 平成16年度 約25,000人	